No. 107
【平成 26 年 6 月 1 日発行】
毎月 1 日と 15 日に発行します。

川俣町災害対策本部からのお知らせ

H26.6.1
No.107

自主避難費用等の賠償が成立する事例が増えています。

- 定額賠償額の賠償
- 避難費用などの賠償
- 就労不能損害の賠償
- 除染費用、放射線測定器購入費用などの賠償

※他にも、多くの和解事例があります。
気軽に ADR(紛争解決)センターに、ご相談ください。

電話相談窓口（フリーダイヤル）
0120- 377-155

受付時間
平日 10:00～17:00

原発事故による損害賠償で、
「東京電力から示された金額では納得できない。」
「東京電力から賠償されない。」などお困りの方。

中立・公正な公的機関
「紛争解決(ADR)センター」
が無料で仲介します。

ADRセンターに電話

郵送で申請書が届きます(無料)

申請書をつくります
①お名前、ご連絡先等を記入
②ご請求内容(簡単な内容)を記入
③領収書などを添付
➜できた書類を３部コピーして、ADRセンターに郵送します。

申請完了
その後の手続きは、全てADRセンターの仲介員が担当します。確認や状況報告等の連絡があります。

※ 領収書は、用意できる限りのもので問題ありませんが、揃っていると手続きがスムーズで、賠償額も確保されやすいです。

※平成 26 年 5 月 15 日から川俣町ホームページに原子力損害賠償解決（ADR）センターの記事を掲載しています。和解事例集や和解仲介手続き申立書を入手できます。こちらもご活用ください。

【記事に関する問い合わせ】
原子力災害対策課 住民支援係電話 566-2111 内線 1702・1703

福島県弁護士会による原子力損害賠償の無料相談会(川俣町主催)

日　時：平成 26 年 6 月 21 日（土）　13 時 00 分～18 時 00 分
場　所：川俣町保健センター 多目的ホール
対象者：山木屋地区の方、自主避難の方、原子力損害賠償等で相談したい方等
相談料：**無料**

※　事前予約制：前日まで電話等で予約をしてください。

※　個別相談は 1 回 60 分以内、継続相談も無料です。

申込み（事前予約）窓口受付時間　平日８：30～17：00
【問い合わせ】原子力災害対策課　住民支援係　電話 566-2111　内線 1702・1703

除染廃棄物を安全にコンパクトにするデモンストレーション見学会

除染廃棄物を仮置場から中間貯蔵施設へ安全に輸送でき、長期保存に適した技術の提案見学会を行います。この技術は、本町の原子力災害からの復旧・復興に総力をあげてご協力いただいている近畿大学の開発によるバイオコークス技術を用いて、落ち葉や木くずを細かく砕いて小さな塊にしていくものです。これにより元の量の 1/10 ほどに減らすことができます。ぜひ、ご覧ください。

日　時　6月5日（木）～9日（月）10時～16時（5日のみ13時～）
場　所　おじまふるさと交流館の駐車場
申込み　不要

※この技術は、実際に運用が決まっているものではありません。また、木くず等は汚染されていないものを使用します。

【記事に関する問い合わせ】
原子力災害対策課　除染対策係　電話　566-2111 内線 1705

「就職相談会」開催のお知らせ

県内の事業所に就職を希望する方を対象に、福島就職支援センターの相談員（キャリアカウンセラー）による就職相談会を開催します。

日　時：平成26年6月26日（木）　10時30分～15時30分
場　所：川俣町中央公民館　1階 第1展示研修室
対象者：町内に居住する方（震災などの影響により町内に避難されている方も対象）
内　容：個別の就職相談、職業紹介、応募書類作成　など
（お話を伺い、希望・条件に合った仕事を探します）
相談料：**無料**（事前申込みは不要ですが、**予約もできます**）
その他：次回は7月24日（木）に開催します。

問い合わせ／申込み窓口｝原子力災害対策課 住民支援係　電話 566-2111 内線 1702・1703

「空間線量計」の貸出について

町では、ハンディタイプの空間線量計の貸し出しを行っております。貸し出しの際は、簡単な取扱説明書も一緒にお貸ししますので、お気軽にお申し込みください。

＜貸出方法＞　貸出期間は当日を含め8日間となります。

貸出を希望される方は、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）をご持参のうえ、原子力災害対策課までお越しください。なお、休日等の閉庁日は中央公民館（宿直室）にて、貸出・返却業務を行っております。（時間8：30～17：15）

※ 線量計には数に限りがありますので、全台貸出中の際は改めてお越しいただくこともあります。
※ 各地区公民館の機器貸出については、各公民館にお問い合わせください。

【問い合わせ】原子力災害対策課　除染対策係　電話 566-2111 内線 1705

災害弔慰金・被災者見舞金・災害障害見舞金について

平成23年3月11日「東日本大震災」発生当時、川俣町に住所を有し、東京電力福島第一原子力発電所における事故により「避難のための移動や避難所生活等」を余儀なくされた方、ご遺族の方へ。

●対象となる方
≪「震災関連死」された方≫のご遺族

災害弔慰金

「避難のための移動や避難所生活等」を原因に死亡（いわゆる「震災関連死」）された方のご遺族。

被災者見舞金

審査の結果、災害弔慰金が不支給となった遺族の方には、川俣町災害見舞金支給要綱に基づき「被災者見舞金」が支給されます。

●対象となる方
≪震災等が原因で障害を負った方≫

災害障害見舞金

「避難のための移動や避難所生活等」を原因に精神又は身体に著しい障害（両眼失明、精神障害による要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など）を有することになった方。

※ 審査には時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。
◆ ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問い合わせ／書類提出先｝総務課 消防交通係　電話 566-2111 内線 1104

宅地関連災害復旧事業・井戸災害復旧事業

今年２月の大雪による被害も新たに加えました。

６月１６日から受付けを開始します。

宅地関連災害復旧事業

１ 対象となる災害

対象災害	(1)東日本大震災による被害、(2)平成２４年４月４日発生の暴風による被害、(3)平成２６年２月の大雪のよる被害 ※(1)と(2)及び(3)とも、それぞれ別箇に申請できます。

２ 対象要件及び対象者

対象要件	○ 住宅、蔵、物置、車庫（カーポートも含む）等の建物 ○ 現に住んでいる住宅(外便所、外風呂を含む)が建っている敷地 ※1　建物の修繕の場合は、り災証明書の添付が必要になります。 ※2　建物には、門扉、ブロック塀、フェンス等の構造物は含みません。 ※3　貸し物件や店舗は、建物であっても対象となりません。 ◆記載以外、該当要件がいくつかありますので、下記までお問い合わせください。
対象者	○ 東日本大震災については、平成２３年３月１１日（地震発生時）に川俣町に住所を有し居住していた方。 ○ 平成２４年４月４日発生の暴風については、同年４月４日に川俣町に住所を有し居住していた方。 ○ 平成２６年２月の大雪による被害については、同年２月８日に川俣町に住所を有していた方。

３ 補助金の対象、補助率及び補助金額

補助対象経費	１の災害により、２の「対象要件」の修繕に要した工事費、または資材費、重機借上費、人夫費で合計額が２万円以上
補助率及び補助金額	◆補 助 率　上記補助対象経費の合計額の２分の１ ◆補助金額　下限額１万円　上限額２０万円

４ 申請期限

申請締切	平成２７年３月３１日(火)まで ※ 期日までに修繕が完了し、修繕費用の支払いが済んでいること。

５ ご用意いただくもの

●修繕前と修繕後のお写真　●修繕費用の請求書※1（見積書）・領収書 ※2 ●通帳※3　●認印

■申請者は世帯主となります。
■※1、※2は世帯主宛、※3は世帯主名義となります。
■通帳の写しをご持参の場合、振り込み先〈金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(フリガナ)まで〉の確認のできるものをご用意ください。

６ 補助の対象とならないもの

（１）東日本大震災、平成２４年４月４日の暴風、平成２６年２月の大雪による被害でないもの
（２）住んでいない住宅の敷地
（３）町税等の滞納がある場合
（４）貸し物件(貸家、アパート等)、店舗(店舗兼住宅については店舗部分は対象外)

井戸災害復旧事業

○ 東日本大震災による被害
○ 井戸ポンプの損傷・井がわの補修・水枯れによる新たな井戸のさく井等、水源の確保にかかった費用
※ 町の水道への移設工事は、補助の対象とはなりません。
○「補助率」「補助金額」「申請期限」及び「ご用意いただくもの」は、宅地関連災害復旧事業と同じ（上記３～５）です。

【補　足】
申請は、各補助事業「宅地及び建物」・「暴風」・「大雪」・「井戸」とも、それぞれ一度のみになりますが、同じ事業内で補助金額が上限額の２０万円に満たない場合は、差額分の追加申請が可能です。

※ 詳細については下記までお問い合わせください。
【問い合わせ】総務課 消防交通係 電話 566-2111 内線 1104

放射性物質検査結果

町の上水道、簡易水道（飯坂地区）の放射性物質検査を週１回(火)に行っていますが、放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されていません。

※ 放射性セシウムの新基準値(平成 24 年４月１日より)

● 飲料水：10 ベクレル/キログラム

【問い合わせ】建設水道課 水道室　電話 566-2111 内線 1604・1605

採水日	5/20	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
上水道	※検出せず	※検出せず
簡易水道	※検出せず	※検出せず

【検査機関】福島県衛生研究所

【検出限界値】１ベクレル/キログラム

※「検出せず」とは、測定結果が検出下限値を下回ったことを示しています。

町内53箇所の放射線量測定結果表

No	地区	観測地点 高さ 1m		5・13 (曇/晴)	5・20 (晴)
1	川俣	川俣南小学校	(グラウンド中央)	0.13	0.12
2		川俣南幼稚園	(グラウンド中央)	0.15	0.15
3		川俣幼稚園	(グラウンド中央)	0.18	0.15
4		川俣小学校	(グラウンド中央)	0.15	0.14
5		川俣中学校	(グラウンド中央)	0.14	0.12
6		すみよし保育園	(グラウンド中央)	0.14	0.12
7	富田	富田小学校	(グラウンド中央)	0.17	0.16
8		富田幼稚園	(グラウンド中央)	0.13	0.13
9		福沢公民館	(駐車場)	0.27	0.27
10	福田	福田小学校	(グラウンド中央)	0.14	0.11
11		福田幼稚園	(グラウンド中央)	0.17	0.16
12	小島	おじま公民館	(グラウンド中央)	0.16	0.14
13	飯坂	飯坂水境	(路上端)	0.40	0.40
14		飯坂小学校	(グラウンド中央)	0.18	0.17
15		川俣高校	(グラウンド中央)	0.10	0.11
16	小綱木	小綱木公民館	(駐車場)	0.22	0.24
17	大綱木	大綱木公民館	(駐車場)	0.21	0.23
18	山木屋	山木屋中学校	(グラウンド中央)	0.19	0.20
19		山木屋小学校	(グラウンド中央)	0.21	0.22
20		山木屋幼稚園	(砂場)	0.47	0.48
21		坂下集会所	(駐車場)	1.02	1.07
22		山木屋水境	(路上端)	2.21	2.32
23		行合道交差点	(路上端)	0.77	0.82
24		田代・羽附境	(路上端)	0.68	0.69
25		笠原鋳物㈱	(駐車場)	0.29	0.28
26	川俣	川俣中前・安齋土木	(駐車場)	0.11	0.11
27	富田	道の駅川俣	(駐車場)	0.15	0.14
28	富田	鶴沢公民館	(路上端)	0.20	0.19
29		小神公民館	(駐車場)	0.13	0.14
30		町体育館	(駐車場)	0.25	0.25
31		農村広場	(駐車場)	0.13	013
32		栗和田コミセン	(駐車場)	0.17	0.17
33		西福沢・合国場	(路上端)	0.35	0.40
34	福田	秋山・板橋	(路上端)	0.40	0.40
35	小島	小島・小ヶ坂集会所	(駐車場)	0.27	0.26
36		小島・田代集会所	(駐車場)	0.17	0.16
37		小島・下ノ町集会所	(路上端)	0.25	0.23
38		小島・水境	(路上端)	0.51	0.47
39	飯坂	峠の森自然公園	(路上端)	0.20	0.18
40		飯坂・入組集会所	(駐車場)	0.27	0.28
41		飯坂・二又栢	(路上端)	0.23	0.20
42	小綱木	小綱木・長滝	(路上端)	0.43	0.51
43		小綱木・菅立目	(路上端)	0.61	0.55
44		小綱木・若松	(路上端)	0.28	0.30
45		小綱木・東大柴	(路上端)	0.54	0.53
46		小綱木・後沢	(路上端)	0.31	0.38
47	大綱木	大綱木・境木トンネル前	(路上端)	0.22	0.21
48	山木屋	山木屋・大沢山	(路上端)	0.86	0.80
49		山木屋・長橋	(路上端)	0.54	0.55
50		山木屋・八木４区コミセン	(駐車場)	0.24	0.27
51		山木屋・比曽境	(路上端)	1.67	1.65
52		山木屋・木ノ間山	(路上端)	0.75	0.75
53		山木屋・下田代	(路上端)	0.37	0.36

位：マイクロシーベルト／時間、計測機器：ALOKA　TCS172B で測定

町が独自に環境放射線量モニタリング調査を行った測定結果をお知らせします。なお、この測定結果は随時、町ホームページに掲載していますので確認ください。

この度、原子力規制委員会が新たにモニタリングポストを設置したことにより、町内の放射線量測定ポイントが 53 箇所から 73 箇所に増えました。（ホームページでは 10 分毎の測定値が確認できます。）これに伴い【災害広報】では、６月 15 日から 73 箇所のモニタリングポストで測定した放射線量をお知らせいたします。

【問い合わせ】原子力災害対策課 除染対策係　電話 566-2111 内線 1705

次回は、平成 26 年６月 14 日(土)の発行となります。

みなさまのおかげで除染は進んでいます

町では、放射性物質による健康被害を回避することを目的に、除染作業を実施しています。今後も除染作業全般につきまして、引き続きご協力のほどよろしくお願いします。

(5月 20 日(火)現在)

地　区	対象箇所数	モニタリング実施済箇所数	除染同意箇所数	除染実施済箇所数	除染辞退箇所数	保留箇所数	地区別除染進ちょく率
福　田	717	691	650	190	27	2	29.2%
小　神	318	318	285	285	28	5	100%
鶴　沢	988	936	805	136	33	25	16.9%
川俣 1	786	737	688	224	45	53	32.6%
川俣 2	1,364	1,286	1,286	279	50	28	21.7%
実施地区合計	4,173	3,968	3,714	1,114	183	113	30.0%
川俣町(全地区)合計	6,024	5,819	5,554	2,954	194	113	53.2%

※除染実施進ちょく率の計算方法は、(除染実施済箇所数/除染同意箇所数×100)となっております。
※対象箇所数については、除染対象の調査を並行して進めているため変更があります。

食品モニタステーションを運営しています。

食品モニタステーションとは近畿大学より贈呈されたもので、案内パネルを見ながら、はじめての方でも簡単に操作できるよう作成され、皆さまご自身による食品の放射能検査や放射能測定を体験できる設備です。

また、補助員を配置し、操作の説明やアドバイスをさせていただきますので、是非ご利用ください。

６月の利用日は 平日・第二土曜日（14 日）・第四日曜日（22 日） になります。

電話番号：090－9748－8366
受付時間：午前８：30　～　12：00　／　午後１：00　～　5：15

利用時間

午前：10：00 ～ 12：00　／　午後１：00 ～ 4：30

お詫び

前回発行の川俣町災害対策本部からのお知らせ No.106 別紙中の「川俣町における放射性物質検査の受付について」の食品モニタステーションの専用ダイヤルに誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

誤：専用ダイヤル 080-2800-1771
正：専用ダイヤル 090-9748-8366

【問い合わせ】原子力災害対策課　除染対策係　電話 566 -2111　内線 1705

川俣町中央公園の除染後のモニタリング結果について

平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年３月 31 日までの期間に除染作業を実施しました川俣町中央公園のモニタリング結果をお知らせいたします。

○除染業者測定値　　（高さ：1m、単位：μSv/h）

	除染前	除染後		除染前	除染後		除染前	除染後
①	0.72	0.16	②	0.63	0.18	③	0.62	0.35
④	0.84	0.21	⑤	0.59	0.23	⑥	0.43	0.28

○町測定値　　（高さ：1m、単位：μSv/h）

⑦	0.28	⑧	0.33	⑨	0.17	⑩	0.3	⑪	0.42
⑫	0.26	⑬	0.29	⑭	0.23	⑮	0.24	⑯	0.34

※小手姫像及び日本庭園の芝生部分、みはらし広場、音楽堂、ちびっこ広場、こらんしょ広場、バーベキュー広場、駐車場は、「平成 23 年度都市公園環境緊急改良事業」で除染したため、今回は行っておりません。追加的な除染が実施できるよう、環境省と協議を進めております。

【問い合わせ】原子力災害対策課　除染対策係　電話　566-2111　内線　1705